【議題】滋賀県原子力防災専門会議座長の選出について

1　概要

標記会議の委員は令和８年６月 26 日より、新たな任期が開始したことに伴い、滋賀県原子力防災専門会議設置要綱第４条の規定に基づき、委員の互選により座長を選任する必要がある。

2　事務局案

牧　紀男　委員（京都大学防災研究所　教授）

（理由）平成 23 年度から本県の原子力防災に関する会議に御参画いただき、平成 27 年度から前期まで本会議の座長を務められるなど、本県の原子力防災計画および本会議の運営に精通されているため。